

2 看護職賠償責任保険(包括契約)

看護職特約条項(損害賠償請求ベース用)・包括契約に関する追加条項(看護職特約条項用)

看護職(看護師・准看護師・保険師・助産師)の方の業務(保険師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

〈1〉保険の概要

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護義務)の遂行に起因して、患者の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、当該看護職者個人が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

※1 保険金お支払対象の事故が発生した場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

※2 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3 貴病院・診療所の業務を遂行することによって事故が発生した場合のみ保険の対象となります。

※4 「特定行為に係る看護師の研修制度」に基づく「特定行為」に起因する損害も保険の対象となります。

〈2〉ご加入いただける方

基本契約(病院賠償責任保険)にご加入されている、医療施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の開設者

※基本契約(病院賠償責任保険)にご加入されていない場合で、この補償をご希望の方は、P44をご覧ください。

※歯科診療所はご加入いただけません。

〈3〉被保険者

貴病院・診療所に勤務するすべての看護職の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

包括契約方式の場合「看護職の方全員」が補償対象者となるため、下記のようなメリットがあります。

①加入看護職の方の署名・捺印等が不要

②異動手続(看護職の方の中途加入、中途脱退の手続)が不要(ただし、病床数の変更がない場合にかぎります。)

③付保もれ・更改もれの心配が不要

④過去に退職された看護職の方も対象となる

〈4〉保険金をお支払いする場合

看護職の業務(保険師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)に起因して看護業務の対象者の身体に障害を与え、看護職個人に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合の損害を補償します。ただし、いかなる場合も医療施設の開設者の責任を肩代わりするものではありません。

〈5〉お支払いする保険金

①法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)

・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業損害・逸失利益 など

②争訟費用等

・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用 など(損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。)

〈6〉保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

①保険契約者・被保険者の故意

②保健師助産師看護師法に違反して行った業務

③戦争・変乱・暴動・労働争議

④地震・噴火・津波・洪水などの天災

- ⑤特別な約定により加重された責任
- ⑥海外での看護業務に起因する賠償責任
- ⑦初年度契約※締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合も含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。

など

※初年度契約とは、2004年4月1日以降ご契約される継続契約以外の看護職賠償責任保険包括契約をいいます。

〈7〉ご契約にあたってのご注意

- ①勤務される看護職の方を一括して付保するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその看護職が貴病院(診療所)に勤務していたことを証明する名簿等が必要となります。

〈8〉保険期間

毎年4月30日午後4時から1年間とします。(中途加入も可能)

この保険期間内に医療上の賠償事案に起因して損害賠償請求を提起された場合が対象となります。初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含む)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は、保険金をお支払いすることができません。

*初年度契約とは、2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以後の継続契約を除きます。

〈9〉保険金額・保険料

下記病床区分ごとの保険料に許可病床数をかけてご算出ください。(小数点以下第1位四捨五入、1円単位)

(保険期間1年 団体割引20%適用 一括払)

保険金額		身体障害	1事故 期間中	5,000万円 15,000万円
保険料	病院(1病床につき)	一般・療養病床		1,078円
		精神病床		7円
		結核・感染症病床/老健施設 他		11円
		診療所(1診療所につき)		6,540円

※自己負担額はありません。

※上記保険金額以外をご希望の場合は、日本病院共済会または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※介護老人保健施設の定員数は「結核・感染症病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

【保険料計算例】

●一般病床：200床、精神病床：30床の場合

①一般病床 1,078円×200床=215,600円

②精神病床 7円×30床=210円

①+②=215,810円(小数点以下第1位四捨五入、1円単位)

年間保険料 215,810円